

地方三団体提出資料

提出資料	団体名	ページ
全国知事会提出資料	全国知事会	1～20
全国市長会提出資料	全国市長会	21～36
全国町村会提出資料	全国町村会	37～45

地方分権改革に関する 提案募集に係る意見

全国知事会

令和5年8月1日

総論

- 本年の重点募集テーマとして設定されている「連携・協働」及び「人材（担い手）確保」については、これまで全国知事会の提言で求めてきた内容でもあり、特に積極的な対応を求める。
- 昨年重点募集テーマとして設定された「計画策定等」については、昨年度末に閣議決定された「ナビゲーション・ガイド」等を踏まえ、関連する提案について引き続き積極的な対応を求める。
- 計画策定等以外の義務付け・枠付けの見直しに関する提案についても、これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、引き続き迅速な対応を求める。
- 各府省からの第1次回答については、対応困難や引き続き検討とされたものが多く、今後の検討過程において実現に向けた積極的な対応を求める。

1. 重点募集テーマ

(「連携・協働」及び「人材(担い手)確保」)に係る意見

(連携・協働に係る提案：17件、人材(担い手)確保に係る提案：20件)

今回重点募集テーマに設定していただいた「連携・協働」及び「人材(担い手)確保」は、全国知事会としても求めてきた内容

(令和4年7月29日全国知事会提言22-1 一(2)多様な行政主体の連携)

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。～(略)～ 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進すること。

⇒ 提言の趣旨を踏まえ、特に積極的な検討を求める。

「連携・協働」に係る提案の具体例

管理番号68（重点事項）

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係るプッシュ型通知の導入

支障

都道府県が納税者の本人確認のために最新の住所情報を把握するには、住基ネットで照会を行う必要があるが、照会に際し納税者・都道府県双方に負担が生じている。

また、納税通知に際し最新の住所情報を事前に税務システムに反映させることは実務上難しく、最新の住所情報を反映していないデータに基づき納税通知を行わざるを得ないが、郵便返戻される通知の再発付手続きのため、都道府県・市区町村双方に負担が生じている。

提案内容

住所等に変更が発生した場合に、住基システムから都道府県等にプッシュ型で情報を提供する。



制度改正による効果

都道府県等が最新の情報を効率的に取得することが可能となり、事務負担の軽減及び納税者の利便性向上に資する。

「人材（担い手）確保」に係る提案の具体例

管理番号47（重点事項）

幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長

支障

特例措置が廃止されると、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になる。

提案内容

令和7年3月31日までとされている

- ① 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の資格要件の緩和（幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを持つ者は、保育教諭等になることが可能）
 - ② 保育士資格及び幼稚園教諭免許のどちらか一方を持っている者に対するもう一方の資格・免許取得要件の緩和（必要な単位数の軽減）
- の特例措置を当分の間延長する。



制度改正による効果

幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。
また、既存施設の幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。

2. 計画策定等に係る意見

(計画策定等に係る提案：11件)

計画策定等に係る見直しについては、各種提言等において繰り返し求めてきたところ、令和5年3月31日に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」や、令和5年6月1日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、国の積極的な方針が示された。

の
(効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド)

- ・ 地方公共団体が事務を処理することとしようとする場合、～(略)～当該事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は地方公共団体の判断に委ねることを原則とする。
- ・ 計画等の形式によることを選択肢の1つとする場合には、～(略)～その計画等に係る体系について明らかにするよう努めるものとする。
- ・ 地方公共団体に対して計画等の策定を求めようとする場合には、計画体系の整序の観点から既存の計画等の統廃合等に努める

(経済財政運営と改革の基本方針 2023)

国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討する。その上で、計画によらざるを得ないと考える場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めることとする。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表する。内閣府は、各府省の六団体への説明に先立ち、各府省からの事前相談に応じ必要な支援を行う。進捗状況や新たに生じる課題を踏まえ、各府省に必要な対応を促す。

7

⇒ 「ナビゲーション・ガイド」や「経済財政運営と改革の方針 2023」に記載された原則を遵守いただき、関連する提案について積極的な対応を求める。

管理番号70

地域医療介護総合確保基金の管理方法及び計画の策定方法の見直し

支障

地域医療介護総合確保基金は、造成年度ごとに管理することとされており、過年度に実施した貸付事業に係る返還金等が生じた場合や、過年度の基金を活用して事業を実施する場合には、過年度計画を修正する必要がある。

現在、各都道府県では平成26年度以降の9計画を管理しており、事務が複雑化し、業務負担が大きい。また、毎年度管理する基金・計画が増えるため、今後更なる業務負担の増加が見込まれる。

提案内容

基金を造成年度ごとに管理するのではなく、総額のみを管理する方法に改める。

また、基金造成年度ごとに計画を策定・修正するのではなく、毎年度、1つの計画に当該年度以降実施する事業をまとめ、まずは基金の積立残を活用し、不足が生じる場合は基金を積み増す方法に改める。



制度改正による効果

計画の策定・修正及び基金管理のための業務の簡素化及び事務処理誤りを起こすリスクの低減に資する。

3. 義務付け・枠付けのうち「従うべき基準」に係る意見 (「従うべき基準」に係る提案：10件)

「従うべき基準」については、制度的な課題として認識し、見直しについて提言を行ってきた。

(令和4年7月29日全国知事会提言22)

6 ～(略)～義務付け・枠付けの見直しなど、地方分権改革は着実に進展してきた。しかし、法令の規律密度の高さや「従うべき基準」をはじめとした国の関与などにより、地方が自ら意思決定するための自治立法権を十分に行使できない現状が続いており、～(略)～

⇒ **「従うべき基準」については制度的な課題として横断的に見直しを行い、原則として参酌基準化する等、地方分権改革推進委員会の第3次勧告の趣旨を踏まえた見直しを求める。**

管理番号169,170,171（重点事項）

特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充

支障

特定地域づくり事業協同組合制度は、移住者等を派遣労働者として雇用し、地域の社会の維持・活性化に資することを目的とする制度であり、人口急減地域において、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合が、組合が職員として期間を定めず雇用した者を対象として、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にして、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出するものである。

人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期など地域の仕事が少ない時期では組合が労働者の派遣先を確保できず、制度を活用できない。

提案内容

- ① 派遣可能な業務を、現在禁止されている建設業務などに拡大する。
- ② 組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大する。（現行：100分の20以内に制限）
- ③ 組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和する。



制度改正による効果

派遣可能な仕事が増えることにより、通年の雇用を確保することができ、地域の担い手確保に資する。

4. こども・子育てに係る意見

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、少子化のトレンドを反転させるべく、「こども未来戦略方針」に沿って政府を挙げて抜本的な政策の強化を図ることが掲げられている。
- ・ 本年の提案募集にかかる有識者会議においても、「こどもを生き育てやすい社会の実現に向け、要件や手続きの見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの」は重点事項に挙げられている。

⇒ いずれも全国知事会として高く評価。積極的な検討を求める。

こども・子育てに係る提案提案の具体例

管理番号225（重点事項）

小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加

支障

山間地、漁業集落、へき地、離島以外で実施する児童の数が10人未満の支援の単位については、厚生労働大臣の承認を受けなければ交付対象にならないため、毎年度、厚生労働省へ複数件の協議を行う必要があり、事務負担が生じている。

また、現在の交付金制度では、当初は児童数10人以上と見込んでいたものの実績として児童数が10人を下回りかつ協議時期を逃した場合などに、交付対象外となるおそれがある。

提案内容

児童数10人未満の小規模放課後児童クラブに対する交付金の交付要件として、特定の土地条件に該当する地域以外は厚生労働大臣の承認が必要となっていることについて、これまでの承認実績を考慮し、他地域（中山間地域、オールドニュータウン等）の類型についても大臣承認を必要としない類型として定める。



制度改正による効果

地方自治体の事務負担が軽減されるほか、こども・子育て支援の充実に資する。